

参照条文

○ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十九年厚生省令第三十四号）

（家庭用品の基準）

第四条 厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準を定めることができる。

2 （略）

3 厚生労働大臣は、前二項の規定により基準を定めようとするときは、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴くとともに、消費者庁長官及び当該家庭用品についての主務大臣に協議しなければならない。

○ 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則（昭和四十九年厚生省令第三十四号）

別表第一

有機水銀化合物	繊維製品のうち、おしめ、おしめカバー、よだれ掛け、下着、衛生バンド、衛生パンツ、手袋及びくつした家庭用接着剤 家庭用塗料 家庭用ワックス くつ墨及びくつクリーム	左に掲げる家庭用品は、次の試験法による試験に適合しなければならない。 1 （略） 2 試験（フレイムレス原子吸光法） 次の（1）又は（2）のいずれかの試験による。 （1） （略） （2） 還元気化法 試験溶液2. 0mlを正確に採り、<u>日本工業規格のK0102の44. 1. 2のB法</u>に準じて操作し、波長253.7nmにおける吸光度Aを測定する。 別に、水銀標準液1. 0mlを正確に採り、0. 5mol/l塩酸50mlを加え、30分間放置し、以下1 試験溶液の調製の場合と同様に操作して得られた溶液2. 0mlを正確に採り、試験溶液の場合と同様に操作して吸光度Asを測定するとき、AはAsより小さくなければならない。 （以下略）
---------	---	--